

東金市立東金図書館ツイッター運用方針

(目的)

- 1 この運用方針は、東金市立東金図書館の情報について、東金市立東金図書館公式ツイッター（以下「公式ツイッター」という。）を適正に運用するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 2 この運用方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ツイッター 米国 **twitter** 社が運営する、140文字以内のメッセージを投稿することにより不特定多数のユーザーと情報交流を図るためのインターネット上のサービスをいう。
- (2) アカウント ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (3) ツイート ツイッターに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
- (4) リプライ 他のユーザーのツイートに返信することをいう。
- (5) リツイート 他のユーザーのツイートを引用して投稿することをいう。
- (6) フォロー 他のユーザーのツイートを受信するように登録することをいう。
- (7) ダイレクトメッセージ 相互にフォローをしているユーザー同士で送受信可能な非公開メッセージをいう。

(アカウント管理等)

- 3 公式ツイッターの適切かつ円滑な運用を図るため、東金図書館長を公式ツイッター運用管理者（以下「運用管理者」という。）とする。

- (1) 運用管理者は、次に掲げる業務を行う。

- ア 公式ツイッターのアカウント管理に関すること。
- イ 公式ツイッター全体の構成及び調整に関すること。
- ウ 公式ツイッター上でツイートする内容に関する指導・助言に関すること。
- エ 公式ツイッターに関する全庁的な調整に関すること。
- オ 不適切なツイートの削除に関すること。
- カ なりすまし対策に関すること。
- キ その他、公式ツイッターの運用に関すること。

- (2) アカウント名 @togane_library

- (3) アカウントURL http://twitter.com/togane_library

- (4) 発信内容

- ア イベント情報
- イ その他図書館に関する情報等

- (5) フォローの扱い 原則として行わない。ただし、公共機関の公式アカウントについては、この限りでない。
 - (6) リプライの扱い 原則として行わない。
 - (7) リツイートの扱い 原則として行わない。
 - (8) ダイレクトメッセージの扱い 原則として行わない。
 - (9) 運用時間 発信は不定期とし、原則として開館時間中に行う。
 - (10) 公式ツイッターのツイートが、他のユーザーによりリプライ及びリツイートされた場合、その内容に関することについて、東金市は責任を負わないものとする。
(ホームページへの表示)
- 4 公式ツイッターのハイパーリンクを市の公式ホームページ上に掲載し、情報発信を行うとともに、なりすましでないことを証明する。
- 5 この運用方針を市の公式ホームページ上に掲載し、公式ツイッターのプロフィール欄にリンクを貼る。
(遵守事項)
- 6 利用者は次に掲げる行為をしてはならない。利用者による投稿内容が、遵守事項を守られていないと判断した場合は、利用者に事前に通知することなく、投稿の削除その他の必要な措置をとることができるものとする。
- (1) 公序良俗、法律・法令等に違反し、又は違反するおそれのある行為
 - (2) 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれのある行為
 - (3) 成りすまし、虚偽や事実と異なる情報、正否の確認できない嘘や迷信に類するもので利用者を惑わせたり不安を与える情報等を掲載する行為
 - (4) 勧誘、宣伝、営業活動その他営利を目的とした行為
 - (5) 宗教団体による布教活動を目的とする行為
 - (6) 知的財産権（著作権、商標権等）、肖像権等を侵害するおそれのある行為、又は侵害する行為
 - (7) 個人のプライバシーを侵害する行為
 - (8) 有害なプログラム等の送信により通信機器の機能や他の利用者のアクセスを妨害する行為、又は情報を引き出す行為
 - (9) 東金市及び東金市立東金図書館、その他の利用者や第三者を誹謗中傷する行為
 - (10) 東金市及び東金市立東金図書館、その他の利用者や第三者に不利益を与える行為
 - (11) その他、東金市立東金図書館が不相当と判断した行為
- (免責事項)
- 7 ツイートについては細心の注意を払って行うが、情報の正確性・完全性および有用性について保証するものではない。
- 8 東金市立東金図書館ツイッターを利用することで生じた直接・間接的な損失について

て、運用管理者は一切責任を負わないこととする。

(知的財産権の所属)

- 9 掲載している個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する知的財産権（商標権、著作権等の全ての権利）は、東金市又は東金市以外の原作者等に帰属する。内容について、「私的使用のための複製」や、「引用」等著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできない。

(その他)

- 10 東金市立東金図書館は予告なく運用方針の変更や運用方法の見直し、又は公式ツイッターを中止する場合がある。

附 則

この運用方針は、公布の日から施行する。